

高松市監査委員告示第13号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年3月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成13年度

監査テーマ3 公共施設の維持管理コスト分析

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	指摘	本庁舎維持管理コストについて類似都市との比較をすべきもの	P67	財政局	財産経営課	R8.2.24
2	指摘	コストダウンと施設環境を向上すべきもの（本庁舎）	P67			
3	意見	職員総数と苦情数の関係、苦情の改善率等を考慮した成果指標の工夫が望ましい（本庁舎）	P67			

監査実施年度 令和4年度

監査テーマ 高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
4	指摘	外郭団体の指針に基づく評価が行われていないことについて	P26、P40、P54、P68、P79、P92、P99、P107、P130	総務局	人事課 行政改革推進室	R8.3.4

監査実施年度 令和6年度

監査テーマ 使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
5	指摘	使用料の見直しに関する算定に誤りがあったことについて（男木交流館）	P222	政策局	政策課	R8.3.10
6	意見	南部駐車場の廃止時期が指定管理者への委託期間によって決定されていることについて（高松市立駐車場）	P85	都市整備局	交通政策課	R8.3.9
7	意見	利用促進がされていないことについて（男木交流館）	P223	政策局	政策課	R8.3.10

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものの。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成13年度／公共施設の維持管理コスト分析	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	本庁舎維持管理コストについて類似都市との比較をすべきもの	
指 摘 の 内 容	本庁舎維持管理コストについて他類似都市との比較が必要である。	
報告書該当 ページ	P67	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年2月24日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	<p>本件指摘事項に係る本庁舎維持管理コストについては、令和8年1月に、局内において、類似都市との比較について検討した結果、庁舎の立地条件、建物の建築年や規模、設備の内容や設置年数、各種業務委託内容や保守委託内容等、様々な条件が一致しないことから、比較が困難であるとの結論に至った。</p> <p>なお、本庁舎については、平成25年に実施した劣化診断の結果を基に、維持管理の効率化等を図ることを目的として策定した「長期保全計画」に基づき、計画的に防水改修工事や発電設備等改修工事などの修繕・改修を実施するとともに、厚生労働省から通知された「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」に基づき、本庁舎運転管理業務委託や清掃業務委託などの発注関係業務を実施するなど、適切な維持管理を行っている。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成13年度／公共施設の維持管理コスト分析	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	コストダウンと施設環境を向上すべきもの（本庁舎）	
指 摘 の 内 容	職員の職場環境の維持向上、来庁市民の施設環境の維持というテーマとコストダウンというテーマの相反するテーマを併せ持つ施設であり効率的な維持管理が今後とも必要である。	
報告書該当 ペ ー ジ	P67	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年2月24日
所 管 課 等	財政局 財産経営課
措 置 結 果	<p>本件指摘事項に係る本庁舎におけるコストダウンと施設環境の向上については、平成25年に実施した劣化診断の結果を基に、維持管理の効率化等を図ることを目的として策定した「長期保全計画」に基づき、計画的に防水改修工事や発電設備等改修工事などの修繕・改修を実施するとともに、厚生労働省から通知された「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」に基づき、本庁舎運転管理業務委託や清掃業務委託などの発注関係業務を実施するなど、適切な維持管理を行っている。</p> <p>また、ユニバーサルデザインへの対応や庁舎内のLED化など、利用者の快適性を向上させながら、機能性の向上や環境負荷の低減を図っており、今後とも、劣化状況や緊急性・財政負担等を考慮しながら、計画的に改修・修繕に取り組み、効率的かつ適切な維持管理に努めることとしている。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成13年度／公共施設の維持管理コスト分析	
区 分	意 見	
意見の項目	職員総数と苦情数の関係、苦情の改善率等を考慮した成果指標の工夫が望ましい（本庁舎）	
意見の内容	本庁舎の清掃・保守点検・運転業務について職員職場要求にて苦情の出なかった業務数にて評価し、3件の苦情にて91.0%の達成率となっている。 職員総数と苦情数の関係、苦情の改善率、市民からの苦情等を考慮し評価指標のあり方の工夫が望ましい。	
報告書該当 ページ	P67	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年2月24日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	本件意見に係る庁舎等管理事務については、平成28年度分の事務事業評価から評価対象外となったため、成果指標の設定は不要となった。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和4年度／高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	外郭団体の指針に基づく評価が行われていないことについて	
指 摘 の 内 容	<p>定期的な評価を行うことは、施策と組織の在り方を見直す有用な取り組みとなり得る。外郭団体の在り方の検討については長期間に及んでおり、既存の外郭団体についても施策の見直しまでには相当の時間を要することが想定される。その間の補助金や委託料等が市の財政負担となる可能性、また、経営悪化に伴い投下資本が毀損する可能性、さらには市民ニーズへの対応の遅れに伴う機会損失等が生じる可能性がある。</p> <p>したがって、他都市の取組事例を参考に、外郭団体の評価の仕組みを構築した上で、市としての評価結果を公表すべきである。</p>	
報告書該当 ペ ー ジ	P26、P40、P54、P68、P79、P92、P99、P107、P130	

## 指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和8年3月4日
所 管 課 等	総務局 人事課行政改革推進室
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、令和7年度から、高松市外郭団体の運営等指導基準に基づき、各団体及び所管課が、統一的に経営評価を実施できるよう、経営評価シートを作成し、6年度決算分について、8年2月に本市ホームページで結果を公表した。</p> <p>また、8年度以降も継続して評価ができるよう、各団体の決算時期に合わせて、同シートを作成し、毎年10月頃に本市ホームページで公表することとした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和6年度／使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	使用料の見直しに関する算定に誤りがあったことについて（男木交流館）	
指 摘 の 内 容	原価機能を理解し、正しく算定を行うべきである。	
報告書該当 ページ	P222	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月10日
所管課等	政策局 政策課
措置結果	本件指摘事項に係る男木交流館の使用料については、高松市受益者負担見直し基準に基づき、使用料検証ツールを活用し、令和7年度から、施設全体の原価に建物の減価償却費である施設整備費を加えるとともに、施設総面積を用いて面積単価を算出するなど、算定方法の見直しを行った。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和6年度/使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について	
区分	意見	
意見の項目	南部駐車場の廃止時期が指定管理者への委託期間によって決定されていることについて（高松市立駐車場）	
意見の内容	<p>廃止に向けては、特に現在定期利用をしている利用者への配慮が必要となるため、相応の期間を要することは想像できる。しかしながら、決定から現在予定している廃止時期までは2年以上の期間があり、そこまでの期間は不要であると考えられる。</p> <p>使用料の設定として、駐車スペース1区画当たりの受益者負担は確保できているものの、実際の利用が少ない現状にあっては不採算と言わざるを得ず、廃止が決定されたからには、いたずらにその営業期間を延ばす理由は見当たらない。</p> <p>このため、事業廃止時期については、再度検討されることが望ましい。</p>	
報告書該当 ページ	P85	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月9日
所管課等	都市整備局 交通政策課
措置結果	<p>本件意見については、監査結果報告を受けて以降、改めて課内において、南部駐車場の廃止時期について検討した結果、同駐車場の廃止に当たっては、方針決定後に必要となる関係機関との協議、関連計画の改定、都市計画決定、条例及び規則の改正、市民への周知並びに代替機能となる瓦町駅地下駐車場の営業時間の拡大などを段階的に進める必要があり、これらの手続には一定の期間を要することや、市民生活への影響を最小限に抑える観点から、当初想定していた令和8年度末での廃止が最も適切であると判断した。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和6年度／使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について	
区 分	意 見	
意見の項目	利用促進がされていないことについて（男木交流館）	
意見の内容	<p>本施設は芸術作品としての役割もあり、水盤（施設の周囲を囲う浅い水面）を維持するための経費も発生している。施設カルテの一次評価でも記載があるように、同分類施設と比較すると施設コストが高い。</p> <p>積極的な情報提供と共に、芸術作品を借りられるという他にはない強みをもっとアピールするべきである。また、必需性分類においては、他の集会所等とは違い選択的な位置づけにあると考えられることから、料金についても他の施設に倣うのではなく、芸術作品の側面を持った貸館としてあるべき料金設定の再考が必要だと考える。</p>	
報告書該当 ページ	P223	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月10日
所管課等	政策局 政策課
措置結果	<p>本件意見については、令和8年2月に本市ホームページを更新し、男木交流館が瀬戸内国際芸術祭2010の芸術作品として建築された憩いの場であることのほか、同施設内の交流スペースに係る過去の貸出実績や申請手続等の情報を掲載し、同施設の利用促進を図った。</p> <p>なお、同施設は、芸術作品としての性格を有しているものの、他の施設と同様に、広く市民に利用していただくとともに、離島地域の活性化を目的としていることから、交流スペースの使用料については、現行の利用料金を据え置くこととした。</p>